



信託型ストックオプションの課税関係

弁護士・公認会計士 [武藤 雄木](#)
弁護士 [前沢 匡紀](#)

令和7年4月1日、令和7年度税制改正法（以下「令和7年改正法」といいます。）が施行されました。本稿では、令和7年改正法において、いわゆる信託型ストックオプションを活用した株式交付スキーム¹の課税時期について、役職員等が信託の受益者として指定された時点を基準とすることが規定されたことに着目し、令和7年改正法の内容を含む「信託型ストックオプションの課税関係」についてご説明いたします。

1 はじめに

信託型ストックオプションとは、払込資金の拠出を受けた受託者に対して、発行会社が有償ストックオプション（後述）を発行し、受託者はこれを引き受け、保管し、一定の条件を満たしたときに発行会社の役職員に交付する信託スキームです²。

以下では、他のストックオプションスキームとの比較から、信託型ストックオプションが普及した背景を振り返り、その性質及び課税関係を解説し、今後の見通しを考察いたします。

2 スtockオプションスキーム³の比較

¹ 受益者等が存在しない法人課税信託（信託段階において受託者を納税義務者として法人税が課税される信託）に関して受益者等が指定された場合、受益者等は受託財産を帳簿価額で引き継げるという規定を利用し（改正前所得税法第67条の3第1項、第2項）、信託型ストックオプションにおいて受益者等（役職員）が指定される前に受託者が新株予約権を行使し、発行された株式を受益者等に交付することにより受益者等が当該株式を譲渡するまで課税されないこととするスキームをいう。

² 松田良成＝山田昌史「新株予約権と信託を組み合わせた新たなインセンティブ・プラン〔上〕」旬刊商事法務2042号62頁。

³ 本稿では、代表的なスキームである税制適格ストックオプション及び税制非適格ストックオプションの一類型

税制適格ストックオプション

役職員向けのインセンティブ報酬としてのストックオプション制度は、会社にとっては付与時に現金支出を要しない点で、取得者にとっては株価の上昇により多額の利益を得られる期待がある点で優れているとされております。他方、理論的にはストックオプションに対する課税は、(i)ストックオプション取得時、(ii)権利行使時、(iii)株式譲渡時のタイミングで行われ得るところ、(i)ストックオプション取得時、(ii)権利行使時のタイミングにおける課税は、現金収入がない段階で高い税率による⁴納税を迫られるおそれがあるという問題点が存在いたしました。そこで、所得税法上、新株予約権が役職員の役務提供の対価として交付され、譲渡制限等の一定の条件が定められている場合には(i)ストックオプション取得時には課税しないこととされ（所得税法施行令第84条第3項）、さらに、租税特別措置法第29条の2に定める税制適格要件⁵を満たすことを条件に、(ii)権利行使時のタイミングでも課税を行わず、(iii)株式譲渡時のタイミングに売却益に対して20.315%の申告分離課税の対象とする、いわゆる税制適格ストックオプションが導入されました。

このように税制適格ストックオプションは、権利行使時の取得株式の時価と権利行使価額との差額に対する課税を株式売却時まで繰り延べ、株式売却時に売却価格と権利行使価額との差額を譲渡所得として申告分離課税の対象とするという税優遇措置として規定されております。他方で、税制適格ストックオプションは、付与対象者が株価の下落を回避するインセンティブに乏しいとの指摘もなされております。すなわち、税制適格ストックオプションは、租税特別措置法第29条の2に定める税制適格要件を満たすために、無償で付与されるところ、ストックオプションが無価値となっても付与者が損失を被る関係にないことから、ひとたび株価が下がってしまえば、付与対象者は権利行使を見送る決断をすればよいだけであり、株価の下落を回避するインセンティブに乏しい等⁶の指摘が存在しております。また、大口株主（非上場会社において発行済株式数の3分の1超、上場会社において発行済株式数の10%超を有するもの）に対しては、税制適格ストックオプションを付与することはできず、創業株主に対する報酬として使いにくいという側面も指摘されております⁷。

である時価発行新株予約権、いわゆる有償ストックオプションを比較対象とするが、ストックオプションのスキームは必ずしもこれらに限られるものではない。

⁴ 給与所得課税として最大55.945%の税率が適用される場合がある（所得税法第89条第1項、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第13条、地方税法第35条第1項、314条の3第1項）。

⁵ 主な要件として、①付与対象者の範囲、②権利行使期間、③権利行使価額、④権利行使限度額、⑤譲渡制限、⑥無償発行、⑦会社法第238条第1項の充足、⑧株式の管理に関する要件がある（[ストックオプション税制](#)（METI/経済産業省））。

⁶ 前掲・松田＝山田59頁。

⁷ 桃尾・松尾・難波法律事務所『ベンチャー企業による資金調達の方法務〔第2版〕』（商事法務、2022）200頁。

有償ストックオプション

このような税制適格ストックオプションの欠点（付与対象者において株価下落回避のインセンティブを欠き、大口株主に付与することも困難である）もあり、いわゆる有償ストックオプションの導入が増加しました。有償ストックオプションとは、発行する新株予約権の理論価値をオプション評価モデルにより算出し、これを新株予約権の時価として払込金額（発行価格）を設定し有償で発行するストックオプションスキームです⁸。

有償ストックオプションは、付与対象者がこれを取得する際、現実に金銭で発行価格を払込むことから、株価が下落し、当該ストックオプションの価値が無価値となれば、付与対象者は払込金額相当額の損失を被ることとなります。そのため、税制適格ストックオプションと比較して、付与対象者は株価の向上を目指すのみならず、株価の下落を回避するインセンティブを有することとなります。このように投資的な側面を含むことから、有償ストックオプションは「報酬等」（会社法第 361 条第 1 項）に該当せず、取締役会の決議のみで取締役向けに発行できるものと整理されております⁹。また、国税庁の見解¹⁰によれば、有償ストックオプションは公正価格で発行される限り、(ii)権利行使時に給与所得として課税されることはなく、(iii)株式譲渡時に申告分離課税されるものと解されております¹¹（所得税法施行令第 84 条第 3 項、第 109 条第 1 項第 1 号参照¹²）。

他方で、有償ストックオプションは、このような投資的な側面を有することから、行使要件が満たせず、又は株式価値が下落すれば、付与者対象者は、取得時に払込んだ金銭を失うこととなり、有償ストックオプションの取得自体が敬遠される可能性があることが指摘されております¹³。

信託型ストックオプション

⁸ 前掲・松田＝山田 60 頁。

⁹ 株式会社ブルータス・コンサルティング『新株予約権等・種類株式の発行戦略と評価』（中央経済社、2020）96 頁。

¹⁰ 国税庁「ストックオプションに対する課税（Q&A）」（2023 年 5 月）（最終改訂 2023 年 7 月）問 2。

¹¹ このことは有償ストックオプションがその投資的側面から「報酬等」（会社法第 361 条第 1 項）に該当しないことと整合するが、このような法令解釈と課税関係の整理は個別に考えるべきとの指摘がある（川添文彬「未上場スタートアップのストック・オプション及び株式報酬の租税実務上の諸問題」（税経通信 2023 年 8 月号 81 頁））。

¹² 勤務先から支給を受ける現物支給の給与については、支給時の給与所得として所得税の課税対象とされますが、その現物支給の給与が、譲渡制限の付されたストックオプション（税制非適格ストックオプション）である場合には、そのストックオプションを譲渡して所得を実現させることができないことから、ストックオプションの付与時に所得を認識せず、そのストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得として所得税の課税対象とすることとされています（所得税法施行令第 84 条第 3 項、前掲・脚注 10）。また、当該新株予約権の取得価額と行使価額の合計額をもって株式の取得価額とすることとされています（同第 109 条第 1 項）。

¹³ 前掲・松田＝山田 61 頁。

上記のような税制適格ストックオプション及び有償ストックオプション個別の課題に加え、新株予約権を使用したストックオプションには、付与対象者の実際の貢献度が得られる利益に見合わない可能性があるとの課題がありました。すなわち、ストックオプションの発行時に期待していた貢献度に基づいてストックオプションを各人に割り当て、実際の貢献度が期待と異なった場合であっても、当該ストックオプションから得られる利益に差異は生じません。また、ストックオプションの割当日後に参画した役職員に対し、後からストックオプションを付与した場合、後から参画した役職員は、先にストックオプションを取得した役職員よりも発行会社の価値向上に貢献したとしても、付与時点の権利行使価額が上昇しているために、得られる利益が少なくなります¹⁴。

こうしたストックオプションスキームの課題が指摘される中、有償ストックオプションと信託を組み合わせたインセンティブ報酬として、「信託型ストックオプション」が普及いたしました。信託型ストックオプションの付与手続は、①経営者等が受託者に金銭を信託し（①信託）、②受託者が発行会社にストックオプションの発行価額を払込み（②払込み）、ストックオプションの発行を受けた後、③受益者が指定された時点でストックオプションを付与するといった手順で行われます（③付与）¹⁵。信託型ストックオプションの利点は、②払込みのタイミングと③付与のタイミングが異なることにより、②払込みの時点で発行会社に参画していなかった役職員に対しても、③付与の時点で、これまでの貢献度及びこれからの貢献期待を考慮して、ストックオプションの付与対象者及び付与個数を決定できる点です。これにより、付与対象者の実際の貢献度と、キャピタルゲインの大きさに齟齬が生じにくくなることが期待されます¹⁶。

3 信託型ストックオプションの課税関係

信託型ストックオプションは、上記のように付与対象者の実際の貢献度と、キャピタルゲインの大きさに齟齬が生じにくくなるといった利点が存在したことに加え、先に挙げた税制適格ストックオプション及び有償ストックオプションと同様に、信託が役職員にストックオプションを付与していること、信託が有償でストックオプションを取得していることなどの理由から、権利行使時の経済的利益は労務の対価に当たらず、「給与として課税されない」と認識されてきました。すなわち、(ii)権利行使時のタイミングで課税が発生せず、(iii)株式譲渡時のタイミングで初めて課税されると広く認識されていたことから、企業において広く活用されてきました¹⁷。

¹⁴ 前掲・桃尾・松尾・難波法律事務所 200 頁。

¹⁵ 前掲・松田＝山田 60-63 頁。

¹⁶ 前掲・株式会社ブルータス・コンサルティング 121 頁。

¹⁷ 出縄良人「信託型ストックオプション発行企業の税務対策と税制適格ストックオプションへの移行」（税経通信、2023 年 11 月号 53 頁）。

しかし、令和 5 年 5 月 30 日、国税庁は「ストックオプションに対する課税（Q&A）」（最終改訂令和 5 年 7 月）を公表し、信託型ストックオプションについて「実質的には、発行会社が役職員にストックオプションを付与していること、役職員に金銭等の負担がないことなどの理由から、上記の経済的利益は労務の対価に当たり、「給与として課税される」との見解を示しました¹⁸。すなわち、(ii)権利行使時に給与課税されるとともに、売却時にはストックオプションの取得価額に行使により取得した株式の取得価額を加えた額と、株式の売却価額との差額が株式の譲渡所得として申告分離課税されることになりました¹⁹。

そこで、受益者等が存在しない法人課税信託に関して受益者等が指定された場合、受益者等は受託財産を帳簿価額で引き継げるという規定を利用し（改正前所得税法第 67 条の 3 第 1 項、第 2 項）、信託型ストックオプションにおいて受益者等が指定される前に受託者が新株予約権を行使し、受益者等に対して発行された株式を交付することにより受益者等が当該株式を譲渡するまで課税を繰り延べ、給与所得課税を避ける株式交付スキームを採用する向きが見られました。

しかしながら、令和 7 年 4 月 1 日に施行された令和 7 年改正法によって、所得税法第 67 条の 3 第 1 項ないし第 4 項が改正され、特定法人課税信託の受益者等が不在でなくなった場合には、当該受益者等が特定株式²⁰を時価で取得したものとし、時価と帳簿価額の差額は給与所得等として課税の対象となり、発行会社が源泉徴収を行うこととなりました。

ここで、特定法人課税信託とは、特定株式に係る発行法人等²¹が委託者となる、受益者等の存しない法人課税信託²²で、当該特定株式の発行法人の役職員の勤続年数等を勘案して、当該役職員がその受益者として指定されるものをいいます（所得税法第 67 条の 3 第 4 項第 1 号）。先に述べたとおり、信託型ストックオプションは、信託の時点で、受益者たる付与対象者が指定されていないことから、特定法人課税信託の一類型といえます。そして、株式交付スキームにより信託に発行される株式は特定株式に該当するため、受益者が指定されたときに受益者等が不在ではなくなることから、当該信託型ストックオプションは「特定法人課税信託

¹⁸ 前掲・国税庁（2023 年 5 月）問 3。

¹⁹ 前掲・出縄。

²⁰ 特定譲渡制限付株式（個人が法人に対して役務の提供をした場合において、当該役務の提供の対価として当該個人に生じる債権の給付と引き換えに交付され、又は実質的に当該役務の提供の対価として交付される譲渡制限付株式）以外の株式をいう（所得税法第 67 条の 3 第 4 項第 2 号、同法施行令第 197 条の 3 第 2 項、第 84 条第 1 項）。

²¹ 特定株式の発行法人、当該発行法人の役員等又は当該役員等と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいい（所得税法第 67 条の 3 第 4 項第 2 号）、信託型ストックオプションの典型的な委託者である経営者（役員等）が含まれる。

²² 受益者が存しない信託は法人課税信託に含まれる（所得税法第 67 条の 3 第 1 項、法人税法第 2 条第 29 号の 2 口）。

の受益者等が不在でなくなった場合」に該当するものとして、所得税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けることとなります。すなわち、信託型ストックオプションの株式交付スキームにおいては、受益者として指定された者が、交付を受けた株式を時価で取得したものとして、時価との差額に対して給与所得課税されることとなります。

なお、既存の信託に対しても一律に適用されるとの判断もあり得るところでありましたが、令和 7 年 4 月 1 日に効力が発生する特定法人課税信託が適用の対象であり、同年 3 月 31 日以前に効力が生ずる法人課税信託は本条の対象外とされています²³。

4 今後の見通し

信託型ストックオプションの課税関係に対する令和 5 年 5 月付けの国税庁の見解により課税の繰り延べ等という課税上のメリットは失われ、また、今般の令和 7 年改正法の施行により今後の活用事例はさらに減少することが予想されます。近時には、信託型ストックオプションにおいて用いられた新株予約権に代えて、大株主が株式の譲渡予約権を信託することで、権利行使時の給与所得課税を回避するとの試みも見られるようであり²⁴、新たなインセンティブ報酬にも期待がかかります。

他方で、閣議決定前の与党による令和 7 年度税制改正大綱²⁵においては、「信託等を利用することで本税制（注：ストックオプション税制）の要件を満たさずに同じ税優遇効果を生むスキームに対して、適正化の措置を講ずる。」「今後同様のスキームが創出された場合にも迅速に対応する。」等の文言がみられるところであり、特に信託を活用した新たなインセンティブ報酬を導入する際には、その課税関係を慎重に検討することが求められます。

また、信託型ストックオプションの導入が進んだ平成 26 年当時には、税制適格要件として、(a)権利行使価額の年間限度額が 1200 万円に制限され、優秀なマネジメント人材の獲得には不十分であったこと、及び、(b)権利行使時に特定の金融機関での管理が要求され、非上場の段階では保管委託先が事実上なく税制適格要件を充足することが困難であり、税制優遇を受けることが難しい、との指摘もなされておりました。しかし、令和 6 年度の税法改正によって、(a)については一定の場合に上限額が最大 3600 万円に拡大され、(b)については発行会社による管理が許容される等、一定の範囲で改善されているものと評価できます²⁶。

²³ 所得税法附則第 5 条。

²⁴ 大石篤史＝間所光洋＝高橋悠「信託型ストックオプションの代替案に関する税務上の取扱い」旬刊商事法務 2340 号 11 頁。

²⁵ 令和 7 年度税制改正大綱（[令和 7 年度税制改正大綱](#)）6 頁。

²⁶ 経済産業省「スタートアップの成長に向けたインセンティブ報酬ガイダンスー人材獲得のためのストックオプション活用術ー」（2025 年 2 月）（[so_guidance.pdf](#)）7 頁。

加えて、令和7年2月には、経済産業省が「スタートアップの成長に向けたインセンティブ報酬ガイドランス—人材獲得のためのストックオプション活用術—」を公表しており、国を挙げて、税制適格ストックオプションをはじめとしたインセンティブ報酬の活用を推奨している様子が伺えます。本稿は、信託型ストックオプションの課税関係を中心に解説を加えてまいりましたが、今後も課税関係をはじめ、インセンティブ報酬の制度を巡って種々のアクションが予想されます。企業の人材獲得と成長のために重要な役割を担うインセンティブ報酬の制度の動向に今後も注目する必要があります。

【執筆者】



[武藤 雄太](#)（弁護士、公認会計士）
E-mail: yutou@iwatagodo.com

2003年慶應義塾大学経済学部卒業。
2003年～2006年中央青山監査法人勤務。
2008年東京大学法科大学院修了。2009年弁護士登録。
2015年～2017年東京国税局調査第1部勤務。
会社法、金融商品取引法など企業法務案件全般、各種M&A取引、
税務調査、税務争訟対応、IPO支援、企業不祥事に関する危機管理
対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助
言を行う。



[前沢 匡紀](#)（弁護士）
E-mail: masanori.maezawa@iwatagodo.com

2020年慶應義塾大学法学部卒業。
2022年一橋大学法科大学院修了。2023年弁護士登録。
コーポレート、M&A、紛争解決、TMT、知的財産、労務、税務、
非営利組織の組成運営に関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902年（明治35年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士110余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。